

30文庁第770号
平成30年12月28日

関係団体各位

文化庁次長
中岡 司

(印影印刷)

「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」による著作権法改正の施行について（通知）

この度、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（以下「TPP11協定」という。）の締結を受けた「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第70号）が第196回通常国会において成立し、平成30年7月6日に公布されました。同法により、以前に成立・公布されていた「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第108号）が「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（以下「TPP整備法」という。）となり、以下の5点についての著作権法改正が「TPP11協定が日本国について効力を生ずる日」（平成30年12月30日）から施行されることとなります。

1. 著作物等の保護期間の延長
2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
3. アクセスコントロールの回避等に関する措置
4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
5. 損害賠償に関する規定の見直し

これらの改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、御了知いただくようお願いいたします。

記

1. 著作物等の保護期間の延長（新法第51条第2項、第52条第1項、第53条第1項、第57条並びに第101条第2項第1号及び第2号関係）

（1）改正の概要

国際的な制度調和を図るとともに文化の発展に資する観点から、著作物の保護期間を原則死後50年から70年に、実演の保護期間を実演が行われた後50年から70年に、レコードの保護期間を原則発行後50年から70年に延長することとしたこと。

これにより、我が国の著作物が海外においてより長期間にわたり保護されることとなるため、漫画やアニメ等の分野を中心に中長期的な著作権料収入の増加が期待されること。また、長期にわたって楽しまれる著作物等から得られる収益によって、新たな創作活動やアーティストの発掘・育成が可能となるなど、我が国の文化の発展に寄与するという意義もあること。

（2）留意事項

文化庁においては、よくある御質問に対する回答を「著作物等の保護期間の延長に関するQ&A」（別添4）として作成・公表しているところ、各団体におかれては、これも活用して関係者への周知等に努めていただきたいこと。

保護期間の延長により権利者不明の著作物等が増えるという懸念が指摘されているところ、文化庁としては、文化庁長官による裁定制度について継続的に改善を行う等の取組を進めていること。

戦時加算の取扱いについては、平成28年2月、TPP12協定の署名にあわせて、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアの各政府との間で、戦時加算義務を定めるサンフランシスコ平和条約上の権利義務を法的に変更することは現実的には困難であることも考慮し、戦時加算問題の現実的な打開に向けた政府間文書を交換したこと（※1）。この文書では、日本が延長する著作物の保護期間が戦時加算を含めた従前の保護期間を超えることを踏まえ、①戦時加算問題への対処のため、権利管理団体と権利者との間の対話を奨励すること（※2）、②必要に応じて、これらの対話の状況及び他の適切な措置を検討するため、政府間で協議を行うことが確認されていること。

（※1）アメリカとは、アメリカのTPP12協定の離脱後、平成30年4月に改めて政府間文書を交換している。なお、平成30年7月、日EU・EPAの署名にあわせて、イギリス、フランス、オランダ、ベルギー、ギリシャとの間で、同様の政府間文書を交換している。

（※2）平成19年6月に、CISAC（著作権協会国際連合）において、日本が保護期間を著作者の死後70年に延長する時期等を基準として、CISACとして加盟団体が会員に対し戦時加算の権利を行使しないよう働きかけることを要請することが決議されている。

2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化（新法第123条第2項及び第3項関係）

海賊版対策の実効性の確保により資する観点から、現在親告罪とされている著作権等侵害罪について、以下の全ての要件に該当する場合に限り、非親告罪の対象とし、著作権者等の告訴がなくとも公訴を提起することができることとしたこと。

- ① 侵害行為の対価として財産上の利益を得る目的又は有償著作物等（権利者が有償で公衆に提供・提示している著作物等）の提供若しくは提示により権利者の得ることが見込まれる利益を害する目的を有していること
- ② 有償著作物等を「原作のまま」公衆譲渡若しくは公衆送信又はこれらのための複製を行うものであること
- ③ 有償著作物等の提供又は提示により権利者の得ることが見込まれる「利益が不当に害されることとなる場合」であること

これにより、例えば、いわゆるコミックマーケットにおける同人誌等の二次創作活動については、②及び③の要件に該当しないと考えられることから、非親告罪とはならないものと考えられる一方で、販売中の漫画や小説の海賊版を販売する行為や、映画の海賊版をネット配信する行為等については、非親告罪となるものと考えられること。

3. アクセスコントロールの回避等に関する措置（新法第2条第1項第21号、第113条第3項、第119条第1項並びに第120条の2第1号及び第2号関係）

著作物等に係る著作権者等の正当な利益を確保する観点から、著作物等の視聴等を制限するアクセスコントロール技術について、新たに「技術的利用制限手段」として定義した上で、技術的利用制限手段を権限なく回避する行為について、研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなして民事上の責任を問いうるようになる（刑事罰の対象とはしない）とともに、技術的利用制限手段の回避を行う装置やプログラムの公衆への譲渡等を刑事罰の対象とすることとしたこと。

これにより、アクセスコントロール技術を回避する行為自体が規制対象となり、アクセスコントロール機能のみを有する技術（例：ゲーム機において、実行可能信号を有する正規版のソフトのみを実行可能にする技術）が新たに保護対象となること。

4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与（新法第95条第1項関係）

音楽配信サービスの普及に伴う配信音源（インターネット等から直接配信される音源）の二次使用の需要拡大に対応するため、商業用レコード（市販の目的をもって製作されるレコードの複製物）を用いて放送又は有線放送が行われた場合に加え、配信音源を用いて放送又は有線放送が行われた場合についても、実演家及びレコード製作者に放送事業者等に対する二次使用料請求権を付与することとしたこと。

5. 損害賠償に関する規定の見直し（新法第114条第4項関係）

著作権等侵害に対する損害賠償請求に係る立証負担の軽減を図るため、現行の損害額に関する推定規定等に加え、侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合には、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を損害額として賠償を請求することができることとしたこと。

6. 施行期日

T P P 1 1 協定が日本国について効力を生ずる日（平成30年12月30日）から施行すること。

(※) T P P 1 1 協定は、同協定の署名国のうち少なくとも6又は半数のいずれか少ない方の国が国内法上の手続を完了したことを寄託者に通報してから60日後に効力を生ずることとされているところ、我が国は、平成30年7月6日に同協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報を行い、同年10月31日には6か国目となるオーストラリアが通報を行った。これにより、T P P 1 1 協定は同年12月30日に発効することとなり、T P P 整備法における著作権法改正についても、同日より施行されることとなった。

【添付資料】

- 別添1 T P P 整備法による著作権法改正の概要
- 別添2 T P P 整備法（著作権法関係）条文
- 別添3 T P P 整備法（著作権法関係）新旧対照表
- 別添4 著作物等の保護期間の延長に関するQ & A

【参考ウェブサイト】

- ・文化庁ウェブサイト（改正法関連資料，解説等）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/

担当	文化庁著作権課法規係・国際著作権室 渉外企画係
電話	03-5253-4111（内線4824, 3140）